金融商品の販売等に係る勧誘方針

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

（1） 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

当社は、お客様の投資目的、資産の状況等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努め、また、お客様の投資経験、商品知識、投資目的及び財産の状況等に照らして、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

（2） 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

・ 勧誘に当たりましては、常にお客様との信頼関係の醸成・確保を第一とし、関連法令並びに当社が加入する各金融商品取引業協会の諸規則等を遵守し、お客様本位の投資勧誘に努めます。

・ 電話や訪問による勧誘は、お客様が迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合またはご意見・ご要望等がございましたら、その旨お申し出ください。

・ 勧誘資料、広告、ホームページ、及び各種お客様向け資料等の表示内容につきましては、コンプライアンス部門での確認等により、適切な表示が行われるよう努めます。

（3） その他勧誘の適正の確保に関する事項

・ お客様に対する適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し適切な社内教育・研修により商品知識等の習得に努めます。

・ 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等の関係法令及び当社が加入する各金融商品取引業協会の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

・ お客様ご自身のご判断と責任において取引が行われますよう、そのために必要かつ適切な商品及び関連する情報提供に努めます。